

よみうり大手町ホール／よみうり大手町小ホール利用規約

2017年4月1日現在

(1. 目的)

よみうり大手町ホール（以下「ホール」という）／よみうり大手町小ホール（以下「小ホール」という）。ホールと小ホールを総称して、以下「当施設」という）は、文化・芸術・学術・スポーツの振興および教育・ビジネス・国際交流・社会福祉の向上に寄与すること、地域の活性化に貢献することを目的とし、読売新聞グループの利用等に支障のない範囲で貸し出します。

(2. 利用の制限)

利用者、利用申込者および関係者、関係団体（以下「利用者等」という）および催事の内容等が、次のいずれかに該当すると判断した場合は貸し出しません。また、利用の可否の判断理由は利用者等に対して開示いたしませんので、あらかじめご了承ください。

- ・法令に違反、もしくは抵触する恐れがあると認められるとき
- ・公益を害する恐れがあると認められるとき
- ・公の秩序や風俗を乱す恐れがあると認められるとき
- ・混乱や危険および迷惑行為を伴う恐れがあると認められるとき
- ・当施設の設備を損傷または滅失する恐れがあると認められるとき
- ・暴力・不法行為等を行う組織の利益になると認められるとき
- ・特定の政治的主張、宗教、社会活動等を宣伝、拡大する内容と認められるとき
- ・マルチ商法、ねずみ講その他それに類する商取引に関する内容と認められるとき
- ・当施設その他の会場で過去に施設管理上のトラブルを起こしたと認められるとき
- ・大音量、振動等により読売新聞ビルの他のテナント等の業務およびその利用者に不都合等が生じる恐れがあると認められるとき
- ・当施設の管理上支障があると認められるとき
- ・その他当施設が不相当と認めたとき

(3. 反社会的勢力の排除)

①当施設は、利用者等が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者）、または、以下のいずれかに該当すると判断した場合は、利用を承認しません。上記の事実が判明した場合は、何ら催告することなく予約・利用を取り消します。

- ・反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
- ・反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的で、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
- ・反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜供与する等の関与をしていると認められるとき
- ・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を持っているとき

②前項に該当した場合、受領済みの施設利用料の返還や、利用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、予約・利用の取り消しにより当施設が損害を被った場合は、当該損害を賠償していただきます。

③当施設は、利用者等が自らまたは第三者を利用して以下のいずれかの行為をした場合は、何ら催告することなく予約・利用を取り消します。この場合、受領済みの施設利用料の返還や、利用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、予約・利用の取り消しにより当施設が損害を被った場合は、当該損害を賠償していただきます。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計または威力を用いる行為
- ・その他上記に準ずる行為

(4. 営業日)

原則として年中無休です。ただし、設備保守点検等により、臨時休館する場合があります。

(5. 利用料、利用時間等)

①当施設の施設利用料金（以下「施設利用料」という）は4ページ記載の通りです。利用は時間帯（以下「区分」という）ごとに受け付けます。施設利用料は、付帯設備費や追加人件費を含まない料金で、観客ら来場者（以下「来場者」という）がホールエリア（4階以上）に入場する時間帯（以下「本番区分」という）の料金である①「基本利用料」と、来場者を入れずに準備・設営作業、リハーサル、撤去等のみで利用する時間帯の料金である②「設営／リハ／撤去利用料」の料金設定があります。

②利用時間は9:00～22:00です。利用時間の延長は原則として認めません。ただし、利用時間外の利用がやむを得ない場合は、対応可能な範囲で延長を認め、別途延長料金を請求します。

③利用は以下の区分で受け付けます。

- ・午前 9:00～12:00
- ・午後 13:00～17:00
- ・夜間 18:00～22:00
- ・午前／午後9:00～17:00
- ・午後／夜間13:00～22:00
- ・全日 9:00～22:00

※土日祝の利用は2区分以上で予約してください。

④利用時間には入館から準備・設営、リハーサル、本番、撤去、退館等に要する時間を含みます。

⑤ホールと小ホールで、同時に別の催事等が行われる場合、4階のホールロビー、5階のホワイエの一部は共用となる場合があります。

⑥小ホールは2つに区切ることができます。ただし半分だけの貸し出しはいたしません。

⑦施設利用料以外に、付属設備の貸し出しに係る付帯設備費や追加人件費等が生じる場合があります。このうち付帯設備費は13ページ記載の通りで、区分単位と1日単位の料金設定としています。

(6. 受付開始)

①ホールは、利用希望日の属する月の12か月前の月の1日（土日祝の場合は翌営業日）より利用申し込みを受け付けます。

②小ホールは、利用希望日の属する月の6か月前の月の1日（土日祝の場合は翌営業日）より利用申し込みを受け付けます。ただし、ホールと小ホールを併せて利用する場合は、ホールの受付開始日と同時に利用申し込みができます。

③ホール・小ホールに限らず、収録やリハーサル、設営、撤去等、当日に来場者を伴わない利用（本番区分以外）のみでの申し込みは、利用希望日の3か月前の月の1日（土日祝の場合は翌営業日）より受け付けます。

(7. 申し込み手続きと利用料支払い方法)

①当施設の空き状況を、平日10:00～17:00（年末年始を除く）に、当施設のホール事務所（03-6739-5838）にお問い合わせください。当施設の下見を希望する場合も事前にご相談ください。

②初めて利用される場合は、まず主催団体の概要等を審査させていただきますので、それらがわかる資料を提出してください。審査の上、提出後原則1週間以内に利用申請の可否を連絡します。可否判断の理由についてはお答えできません。

③上記審査を経た主催団体（過去に一度審査を受けた主催団体も含む）は、当施設の「利用申請書」に利用希望日等の必要事項を記入し、下記送付先にお送りください。なお、申し込みは主催団体またはそれに準じる団体に限ります。「利用申請書」はホームページからダウンロードするか、ホール事務所にご請求いただければ、お送りします。

送付先：〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1

読売新聞東京本社ビル4階「よみうり大手町ホール」事務所

④「利用申請書」の受領後、催事の内容等を審査の上、原則2週間以内に利用の可否を連絡します。可否判断の理由についてはお答えできません。審査にあたっては、当施設の利用目的、催事等の具体的な内容について照会することが

あります。

- ⑤当施設の利用が可能となった場合、予約金として、施設利用料の50%を振り込んでいただきます。ホール事務所が予約金の請求書を発行した時点で、予約成立となります。請求書記載の銀行口座に期日までに前記予約金を振り込んでください。期日までに振り込みがない場合、予約を取り消します。
- ⑥ホール事務所が予約金の入金を確認した時点で、予約確定となります。
- ⑦予約確定後、施設利用料の残金の請求書を送付します。請求書記載の期日までに銀行口座に振り込んでください。期日までに振り込みがない場合、予約を取り消します。施設利用料の残金の入金が確認できた時点で利用確定となり、「利用許可書」をお送りします。
- ⑧申し込みの時点で、利用希望日までの期間が4か月を切っている場合、予約金は施設利用料の全額といたします。ホール事務所が予約金の請求書を発行した時点で予約成立となり、入金が確定した時点で予約確定・利用確定となります。予約金は請求書記載の銀行口座に期日までに振り込んでください。期日までに振り込みがない場合は予約を取り消します。なお、原則として、利用日の3か月前までに施設利用料の全額をご入金いただきます。
- ⑨利用希望日の3か月前に「催事計画書」を当施設にお送りください。「催事計画書」はホームページからダウンロードするか、ホール事務所にご請求いただければ、お送りします。
- ⑩「利用許可書」は、利用日当日、当施設到着後速やかにホール事務所に提示してください。

(8. 付帯設備利用料)

施設利用料以外の付帯設備利用料、追加人件費、延長料金等については、ホール事務所が個別に指定する場合を除き、当施設利用後に請求します。請求書記載の銀行口座に期日までに振り込んでください。

(9. キャンセル)

- ①利用者等の都合により、予約成立以降に利用を取りやめた場合、または、7の⑤、⑦、⑧により予約が取り消された場合は、以下のキャンセル料をいただきます。区分の一部キャンセル、利用日変更の場合もキャンセル料の対象となります。
 - ・利用日の61日以前まで＝施設利用料の50%
 - ・利用日まで60日以後＝施設利用料の100%
- ②利用を取りやめた時点で、すでに発生した実費については、キャンセル料とは別に請求します。
- ③当施設から返金の必要がある場合、振り込み手数料等を差し引いて返金します。

(10. 事前打ち合わせ)

利用者等は、利用日の1か月前をめぐりに、当施設で、催事等の詳細（設営・撤去計画、進行スケジュール、音響・照明・舞台関係、受付方法、持込物、チケット販売等）について、ホール事務所と事前の打ち合わせを行うものとします。この際、利用者等は、進行スケジュール、プログラム、台本、入場券見本、その他ホール事務所が求める資料を提出してください。なお、当該打ち合わせ後に催事等の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかにホール事務所に連絡してください。

(11. 皇室関係者および要人等が出席される場合)

皇室関係者および要人等が出席される場合は、「利用申請書」「催事計画書」にその旨を記入してください（利用申請後に決定した場合は、速やかにホール事務所まで連絡してください）。なお、特別警備等の費用が別途必要になる場合があります。

(12. 撮影・録画・録音等について)

- ①当施設で行う公演・催事を撮影、録画、録音する場合は、必ずホール事務所の事前承認を得てください。テレビやラジオ、インターネット等で放送・放映される場合は、特別な理由がない限り、放送・放映の際に、当施設の名称を明示してください。
- ②観客を入れずに撮影、録画、録音を行う場合の当施設の利用についてはご相談ください。
- ③当施設は中継車を駐車するスペースはありません。

(13. 諸官庁への届け出)

関係諸官庁の許可等が必要な催事を行う場合、利用者等は期日までに関係諸官庁への届け出を行い、許可書等のコピーを、当施設担当者との事前打ち合わせに持参してください。打ち合わせ後に届け出等が必要であることが判明した場合

には、速やかに手続きを行い、利用日3営業日前までにホール事務所に許可書等のコピーを提出してください。万一、届け出不備のため開催できなくなった場合、当施設はその責任を負いません。

①開催届、禁止行為解除申請書等

丸の内消防署 03-3215-0119 (代表)

※消防署への届出を行う際には当施設担当者と入念な打ち合わせを行い、消防署およびホール事務所の指示に従ってください。

②音楽著作権

日本音楽著作権協会等、音楽著作権管理業務を行っている団体

③その他必要と思われる場合

丸の内警察署 03-3213-0110 (代表)

千代田区役所 03-3264-2111 (代表)

千代田保健所 03-5211-8161 (代表)

(14. 利用取消)

①利用者等が本規約に違反した場合、および以下の項目に該当すると当施設が認めた場合は、予約成立・予約確定・利用確定を取り消します。仮に利用の途中であっても何ら催告なしに利用を中止します。

- ・「利用申請書」「催事計画書」や提出資料等の内容に虚偽または大幅な変更があった場合
- ・読売新聞グループの信用を毀損する行為があった場合
- ・当施設に無断で当施設の利用権を第三者に譲渡・転貸したと認められる場合
- ・当施設の運営上支障があると判断した場合
- ・関係機関への届出や許可申請等、必要な事務処理を怠っていた場合
- ・その他当施設の利用を承認できないと認められる相当な事由が生じた場合
- ・利用時の点検等で不適切な利用状況が認められた場合

②前項に該当する場合、受領済みの施設利用料の返還や利用者等に生じた損害の賠償は行いません。また、当施設が損害を被った場合は、利用者等に当該損害を賠償していただきます。また、次回以降の利用を承認しないことがあります。

③不適切な利用状況が認められた場合には、利用の中止だけでなく、当施設の設備等の原状回復も求めます。

(15. 損害賠償等)

①地震等の天変地異や災害、テロ、暴動、デモ、停電、パンデミック等、不測の事故、関係諸官庁の命令や指導または大規模地震対策特別措置法により警戒宣言が発令された場合等、利用者等の責に帰さない事由により、当施設の利用が不可能となった場合、施設利用料は全額返還します。ただし、当施設の利用が不可能になったことにより利用者等に生じた損害については賠償しません。

②当施設の機材・設備の故障等により、利用者等および来場者の所期の目的が達せられなかった場合であっても、施設利用料返還以上の損失補償は行いません。

③当施設の利用に伴う人身事故および盗難等の全ての事故については、当施設に故意または重大な過失がない限り、当施設は一切の責任を負いません。

④利用者等が手配した従業員その他関係者、来場者等が、当施設やその他の建造物、その付帯設備、関連施設・設備等を毀損、汚損、紛失したり、他の利用者等、来場者に損害を与えたりした場合、利用者等は速やかにホール事務所に連絡の上、当施設および相手方が被った損害を賠償するものとします。

(16. 禁止・注意事項)

①当施設が許可したエリア以外への立ち入りは禁止します。

②当施設は全館禁煙です。所定の場所以外での喫煙は禁止します。

③ホールの客席での飲食は禁止です。小ホールについては飲食可能ですが、飲食を行う場合は利用申請書提出時に申し出てください。

④仮設ステージや大規模な展示パネル等の制作物に、可燃物を使用することは禁止します。

⑤火気の使用は原則禁止です。火災、爆発、その他危険を生じる恐れのある物や多量の可燃物の持ち込みは禁止します。

- ⑥盲導犬、介助犬、聴導犬等を除く動物の入場は禁止します。
- ⑦催事等の宣伝やチケット販売は、当施設の予約確定後に行ってください。
- ⑧宣伝物等で、当施設の名称、ロゴマーク等を使用する場合は、事前に当施設の承諾を得てください。
- ⑨当施設の入る読売新聞ビル内および近辺での広告および看板・のぼり等の設置、チラシその他の宣伝物の配布は禁止します。
- ⑩消防法上、定員は厳守してください。ホールの定員は503人（座席数501、車椅子スペース2）、小ホールの定員は397人です。ただし、音響設備の設置等で座席を一部外す場合、収容人数は減ります。ホールの客席内は立ち見が禁止です。
- ⑪弁当その他のゴミは原則としてお持ち帰りください。利用後、特別な清掃の必要が生じた場合は、別途費用を請求します。
- ⑫利用期間中、利用者等の責任者を指定し、会場内に常駐させてください。
- ⑬会場内管理（控室等バックステージを含む）や、会場警備、来場者の整理については、ホール事務所に確認の上、利用者等の責任で行うものとします。
- ⑭開場前の来場者整理は、ホール事務所とあらかじめ相談の上、利用者等の責任で行うものとします。ホール事務所が安全かつ円滑な運営管理を行うため必要と判断した場合、当施設利用開始時間前であっても来場者整理を行ってもらうことがあります。
- ⑮物販は、原則として当日、当施設で行われる催事に入場する権利を持った来場者のみを対象としてください。開場時間より早く物販を行う場合は、事前にご相談ください。レセプションの配置が必要となります。
- ⑯暴力団等の反社会的勢力にチケットを販売したり、当施設に入場させたりする行為は禁止します。
- ⑰当施設は、安全かつ円滑な運営管理を行うため必要と判断した場合には、利用中であっても立ち入り、施設、設備等の点検等を行うことがあります。また、当施設の裁量により、施設内の様子をモニターし、録音・録画その他の方法により記録することがあります。
- ⑱ホール事務所が安全かつ円滑な運営管理を行うため必要と判断した場合、利用者等に安全管理への協力をしてもらうことがあります。
- ⑲当施設が指定する撮影禁止エリアでの撮影はできません。
- ⑳その他、利用に関してはホール事務所と協議・相談の上、その指示に従うものとします。

(17. 非常時の対応)

利用者等は、当施設の利用に際して、不測の事態に備え非常口、消火設備、避難方法等を事前に確認するとともに、作業員等関係者に周知徹底するものとします。なお、万一の場合における緊急避難・誘導の際は、読売新聞東京本社の防災センターの指示に従うものとします。

(18. 付保条項)

催事開催に関連する万一の事故等による損害を補償するため、利用者等の責任と負担においてイベント保険等の損害保険や、傷害保険等に加入することをお勧めします。

(19. 準拠法、裁判管轄)

本規約は日本法に準拠し、同法によって解釈、適用されます。また、本規約に関して紛争が生じた際は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(20. その他)

本規約に定めのない事項は、利用者等と当施設が誠意を持って協議の上、円満に解決するものとします。

◎本規約は、2017年4月1日現在のものです。今後、変更する場合があります。

以上